（様式３-６．認証申請書C（原液事前審査））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２年６月１日改訂

優良断熱材認証申請書

認証区分C（現場発泡ウレタン施工事業者　原液事前審査）

一般社団法人　日本建材・住宅設備産業協会

会長殿２０　　年　　月　　日

申請代表者氏名（法人名及び代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

申請者住所（法人にあっては所在地）

事務上の連絡先（住所または所在地・電話・ＦＡＸ・メールアドレス・所属・担当者氏名）

貴協会の優良断熱材認証制度「製品審査要綱」の規定に基づき、以下の断熱材について申請書と添付資料により認証を申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請書 | 添付資料 | 書類審査内容 | | 初回審査 | 更新審査 |
| 様式１．申請書（全認証区分共通） | ・会社案内等  ・会社法人登記  ・登記事項証明書  ・JIS認証書・付属書（写）および直近の定期認証維持審査の判定結果通知書（写） | ①会社の確認 | ・登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事  ・第三者認証が維持されている事 | ○  必要 | ×  不要 |
| ②申請事業区分の確認 | ・登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事 | ○ | × |
| ③品質管理体制 | ・JIS認証が継続している事 | ○ | ○ |
| ・申請対象製品が含まれているカタログ、施工マニュアル、製造仕様書等 | ④製品を販売していることの確認 | ・申請対象製品がカタログ等に含まれており、製品規格が記載されている事  ※カタログ等がない場合は、製品名・表示性能に係わる製品規格を記載した品質証明書（社判捺印要）を提出する事  ・認証を受けようとする製品とそれ以外の製品が商品名等で明確に分けられており、消費者が混同しないようになっている事  ・6ヶ月以上の製造実績を示す資料 | ○ | ○ |
| ・原液製造受託している場合 | ⑤製造受託の確認 | ・原液製造を受託している場合はその事を示す契約書等 | ○ | ○ |
| ・原液製造委託している場合 | ⑥製造委託の確認 | ・原液製造を委託している場合はその事を示す契約書、委託先の品質管理を確認するための組織図および検査頻度を示す資料 | ○ | ○ |
|  | ⑦製品区分 | ・申請対象製品の商流（発注元、販売先等）が分かる事 | ○ | × |
|  | ⑧認証区分、品目と製品名 | ・実施規定３．（１）に即した記載と内容である事 | ○ | ○ |
| ・当該認証区分申請の理由説明書 | ⑨区分Ｃ（現場発泡ウレタン施工事業者原液事前審査）とした理由 | ・申請原液を（一社）日本ウレタン断熱協会会員に供給している等客観的事実に基づき説明されている事 | ○ | × |
| ・「様式１８．安全宣言書」  ・ホルムアルデヒド放散等級F４☆およびノンフロンであることの説明資料  ・安全データシート | ⑩健康安全性及び環境への配慮 | ・申請者は、製品が健康・環境に対して安全であることを宣言する事  ・F４☆およびオゾン層破壊物質、地球温暖化ガスを使用していないことが外部公表資料等で説明されている事  ・その他、安全が懸念される材料を製品に使用している場合は安全と判断した理由が説明されている事  ・申請対象製品全ての安全データシート（SDS）が添付されている事 | ○ | ○ |
| 様式３‐６．申請書 | ・申請された品種、グレード全ての原液使用標準  ・使用温度範囲の最高、最低温度で作成された試験体のJIS発泡体物性値表 | ⑪申請対象製品の安定性と情報の伝達 | ・品種、グレード毎に定められた原液使用標準に以下の記載がある事  1)使用温度範囲  2)A種１、２、1H、2Hにおいては多層吹きにより内部スキン層を確保する旨の記載がある事  A種３においては防湿層の施工を基本とする旨の記載がある事  3)防湿層を省略できる旨が記載されている場合には、判断根拠が公開されている事  ※本審査においては防露性能を審査しないが、本申請材料において防湿層を省略できる旨が記載されている場合は、ウレタン原液事前審査申請者が提供する防露計算に使用する材料物性（透湿係数、熱伝導率）等が住宅設計者等へカタログ、技術資料、計算例として公開されていることを示す資料を添付する。材料物性は公的試験機関の試験成績書等、測定時のスキン層の有無等が確認できる資料であることが望ましい。  4)申請原液を使用して使用温度範囲の上限、下限温度で作成したJIS発泡体の熱伝導率が全てJIS規格値を満足している事  ・申請製品がJIS認証範囲にあることが分かる事  ・申請製品の適切な発泡倍率範囲あるいは密度範囲が定められ、施工事業者に伝達する手段が決められていること  ・以下の情報が施工事業者に提供されていること  1)原液(ｲｿｼｱﾈｰﾄ成分)：粘度、NCO含有量（ロット毎）  2)原液(ﾎﾟﾘｵｰﾙ成分)：粘度、比重、水分（ロット毎）  3)反応性：ｸﾘｰﾑﾀｲﾑ（C.T.）、ﾗｲｽﾞﾀｲﾑ(R.T.)  4)ｻﾝﾌﾟﾙ特性：ｺｱ密度（ロット毎）（スキン層を含まない） | ○ | ○ |
| 品質管理関係請書 | ・申請原液の製品規格、製造管理規格およびQC工程表 | ⑫実施している製品の検査内容及び頻度 | ・以下の項目の検査が行われていること  1）納入原料のロット検査項目  2)製造原料ロット毎に検査項目が定められていること  3)製造原料ロット毎に発泡試験が実施されて（反応速度（CT、RT)、密度）記録保存期間が定められていること  4)JIS規格項目の検査頻度が定められ、記録保存期間が定められていること  5)製造・販売を自社のみで行う事業者にあっては、品質管理体制の各工程の責任者リストがあること。製造を委託している販売事業者にあっては、各項目の検査主体が定められていること。委託製造依頼先が管理を行っている場合にあっては、販売事業者が報告を都度受けていること | ○ | ○ |

※更新審査の場合：認証期間中に変更された安全データシートおよび外注製造工程管理審査関連資料において、前回審査時以降に変更があった場合はその旨を添えて最新の資料を提出する。